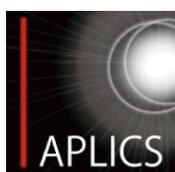


# 新PL研究 6号

*The Journal of New Product Liability*  
**No.6 2021**

参議院議員・自由民主党副幹事長 森まさこ先生講演  
「消費者の安全と消費者庁の設立」



**一般社団法人 PL研究学会**

*Association for Product Liability & Consumer Safety Studies*  
*Since April 1st.2015*

***aplics.org***

## 参議院議員・自由民主党副幹事長 森まさこ先生講演

### 「消費者の安全と消費者庁の設立」

本学会の2020年度第1回法律体系研究部会が2020年11月25日(水)18時～20時に開催された。コロナ禍もあり、ZOOMでのオンライン講演となったが、森まさこ参議院議員に参議院議員会館からご参加いただき、キーノートスピーチをしていただくことができた。ここではその内容を紹介する。

#### 森まさこ参議院議員ご経歴

福島県いわき市生まれ。子どもの頃、全財産を失った父親が弁護士に救われたのをきっかけに、弁護士を目指す。東北大学法学部卒業後27歳で司法試験に合格、1995年に弁護士登録。

1999年に日本弁護士連合会による人権弁護士育成のためのアメリカ合衆国留学制度を利用し、出産したばかりの長女を連れて渡米し、ニューヨーク大学ロー・スクールに入学。米国留学中、金融の専門知識の必要性を痛感し、帰国後、金融庁に入庁。総務企画局課長補佐(貸金業法)、検査局金融証券検査官(証券・金融)を務める。この間、貸金業規制法関連の法整備担当としてグレーゾーン金利の廃止に尽力。

2007年、参議院議員選挙に自民党公認で福島県選挙区から立候補し、「消費者庁設立」を公約に初当選。現在3期目。福田政権下で消費者庁の設立に尽力し、実現した。

その後、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画)、法務大臣を務め、現在は自由民主党副幹事長として二階幹事長を支える。



参議院議員の森まさこでございます。9月まで法務大臣をしておりました。また、8年前は消費者担当大臣・女性活躍担当大臣をしておりました。

今は自民党の副幹事長として、女性活躍推進特別委員長やデジタル庁の設置に携わる行革幹事長代行という仕事もしております。今日は消費者庁の誕生から、これまでの歴史、そして今後消費者庁がどういう役割を果たしていくべきなのか、そういうことについてお話をしたいと思います。

## 私が弁護士を目指した理由

私自身が小学校6年生のときに親が毎日やって来るサラ金業者から、取り立てを受けていました。私の母親、それから私の小さな妹二人は毎日毎日、ひどい取り立てに怯えていました。そんな世の中を何とか変えることが出来ないかと思っておりました。学校にも行けない毎日だったのです。貧乏ですし、危ないですし、外にはたくさん取り立ての人がいますし、中学校に行けなかったのです。そのような状況の中で弁護士さんがある日現れてくれて、何と取り立ての怖い男の人達を追い払ってくれました。それは本当に魔法のような言葉をかけて、私には小さいので言葉が理解できませんでしたが、法律用語で話してくれて、弁護士さんより2倍位大きな怖いオジサン達が帰って行くではないですか。私はそれを見て、弁護士になりたいと思ったのです。弁護士の道を志して、家にはお金がなかったので奨学金を貰いながら、自分で働きながら学校に行きまして、何とか弁護士になりました。

そして、消費者弁護士と言うジャンルで仕事をしましたのです。全国の消費者弁護士は本当に僅かな数でありまして、そのわずかな数の消費者弁護士が、騙された人達の為に、弁護団を作って

仕事をしました。その中で、私たち消費者弁護士が何度も裁判をして勝っても、騙した人が悪いに決まっている。判決で勝っても騙されたお金は返って来ない。本当にむなしいばかりです。

被害者からは弁護士費用を貰うことは出来ませんので、全部私たちが持ち出して活動をして参りました。

そうした中で、消費者の味方となる法律を作らないと何ともこの世の中は変わらないと先輩達が言ったことが私の印象に残りました。そこで、消費法の先進国ともいえるアメリカに留学して勉強したのです。ニューヨーク大学で勉強しました。日弁連の奨学金制度を利用でき、本当にありがたく思いました。ニューヨーク大学は300万円位授業料がかかるのですが、日弁連が出してくれました。私は、生まれたばかりの0歳の赤ちゃんを連れて親子留学をして、大学院で勉強をしました。

## 消費者庁設立に奔走することに

消費者庁あるいはそれに類似する行政機関はアメリカにありました。世界中にありました。でも、日本には無いのです。日本に戻って来て、消費者庁を創ろうと思い、いろいろな本にも書いて、日弁連の雑誌にも載せました。でも全くその輪は大きくなりませんでした。その後、金融庁に入りまして、活動をしている時に貸金業法の改正の担当になり、同法を改正する中で、私は消費者庁を創ると言うことを政治家になって、やれるのではないかという事を思うようになったのです。そして、福田総理に出会って消費者庁を創ることになりました。その内容については拙著「取り立てにおびえた少女が大臣になった」(海竜社)、「消費者庁設置関連三法」(第一法規)にも書いてあります。

## 消費者問題の歴史と消費者庁構想

1960年代には消費者の生命・身体を脅かす事件が発生しました。サリドマイド事件等が有名です。その対応策として、薬事法、割賦販売法、景品表示法、消費者保護基本法などが出来ました。1970年代になるとマルチ商法やねずみ講等の悪質商法が目立ち始めました。訪問販売法(現・特定商取引法)、無限連鎖講防止法のような悪質商法対応の法律が出来ました。1980年代は私がちょうど取り立てを受けていた頃でございます。私が小学6年生から中学1年生になるにつれて、サラ金地獄、多重債務問題が世間を賑わせました。投資・資産形成に関する被害もありました。それまで法律がなかった貸金業法が出来て、特定商品預託法も出来ました。それから何か問題が起きると対応策としての個別法が出来てきました。問題が起きるとそこだけやる、問題が起きないと何もやらないということなのです。詐欺師とか悪質商法と言うのはですね、私たちのような専門弁護士から言うと、個別法を作ったとしても、それが及ばないところに行くのです。法律と法律の隙間を狙っていくのです。ですから、個別法を作って対策しても、また新手の商法が出てきて、また個別法を作ると、ずっと追いかけてこなのです。

こうした問題を解決すべく運動があり、2000年に消費者契約法ができ、消費者保護基本法が改正されて消費者基本法となりました。その頃私はニューヨークにいて、消費者法を勉強し、米国の法律を学んでいました。1999年、アメリカから帰国をしまして消費者庁を創るべく日弁連の雑誌「自由と正義」に論文を発表しました。弁護士が消費者庁を創れるはずがない、先輩方からは無理であると言われ続けました。その後色々なことがありましたが、新しい省庁が出来たのです。やれば出来るのです。必要だと思ったら、一生

懸命に考えていくという事が正しい道ではないかと思えます。

2000年代の終わりに冷凍餃子事件があったと思いますけど、ガス湯沸かし器事件、エレベータ扉開走行事件などの製品事故もありました。私は弁護団の先生方、被害者の皆様方と今でも交流がありますけれども、せめて自分達の遭遇した事件はこれで最後にして欲しい、同じような事件で子どもが亡くなるようなことは決してあってはならないと、被害者の方々は残りの人生をかけて消費者庁や消費者委員会設立のために尽力してくださいました。

## 新しい省庁を作るといふこと

私は一度アメリカから帰国をし、その後、夫の留学に伴ってワシントンDCに2年間おりました。その時にFTC(連邦取引委員会)や州の消費者行政部門を訪問して調査をしました。どうやって消費者庁を創ろうか、仲間を増やそうか考えておりましたら、ちょうどその時に金融庁が出来たのです。新しい省庁は金融庁、消費者庁、またデジタル庁構想がありますが、私はその3つの全ての省庁の設置に携わっているのです。

金融庁が出来るきっかけとしてノーパンしゃぶしゃぶ事件というのがありました。国民が怒り、大蔵省の業務を財務と金融で線引きしまして、財務省と金融庁に分けましたが、大蔵省のほとんどの方が財務省に残りまして、金融庁で働く人がいないのです。そこで、金融庁は大勢の法曹を入れたのです。弁護士、裁判官、検事と法曹三者が100人金融庁に入りました。それはすごい事態です。私はワシントンDCから帰って来た時に金融庁で働いてみようと考えました。

金融消費者被害も大きくなってきました。国際的な消費者事件が多くなって来て、私は弁護士

も英語を勉強する必要性を強く感じました。国際的な詐欺が国境をまたいで時間差で入って来る。オレオレ詐欺も同じです。だから私は司法試験に英語を入れるべきだと思っています。商業取引業務を扱う弁護士だけが英語が必要という時代ではない私は思っております。私はそんな問題意識で海外留学を経験し、そして金融庁に入りました。

金融庁に応募して入ったのです。その時に「やりたいことは何？」と金融庁の幹部が8人も並んで私を面接して、「やりたい分野を言いなさい」と言いました。それで、投資信託とか電子通貨と言いました。その後携わることになる貸金業とは言いませんでした。貸金業取り立ての被害者でもあった私は、被害を受けた事実は一生を変え、そのことを背負って生きて行かなければだめなのだ実感しています。傷が癒えることはない。それゆえに私は平常心で仕事は出来ないことが判っておりましたので、貸金業規制行政は自分の担当にととしては希望しませんでした。

ところが、蓋をあけたら貸金業の担当補佐。たった一人で、他に同僚もいない上司もいない部下もいない。「貸金業はお前ひとりで何でも好きにやれ」と言われ、担当にされてしまったのです。20年間グレーゾーンが存在した貸金業の担当補佐になり、法改正する必要があると言うことを金融庁の中を毎日毎日足を棒にして歩いて上司に語り、色々なことをして仲間を増やして行きました。最初はたった一人だけの部屋も、部下が欲しいと言って経産省から一人部下を得ました。本当に優秀な官僚が来てくれて、一生の友人になりました。それから苦勞を重ね、20人の部屋になったのです。

私は貸金業法改正を20人の部下の協力を得て成し遂げました。しかし、感じたことは大臣がやる気にならなければ何も始まらないのです。小泉

純一郎総理大臣が「郵政選挙」に打って出て与謝野薫大臣がおいでになりました。大臣が「最近、気に食わないことがある。テレビのCMでね、貸金業が広告をしているのだよ。」と言われたのです。貸金業のCMが目にも余ると感じるの私だけでは無かったのです。なんと大臣がそのことを不愉快に思っていたのですね。大臣に直接「これは、貸金業法は変えていかななくてはならない」とお話ししたら「判っている」とおっしゃって、なんと大臣マターになって改正が実現するようになったのです。担当するメンバーは官僚が半分もいなくて、弁護士達が沢山入り、仕事をしました。

消費者庁を創る時も、今はデジタル庁を創っていますが、官僚に全部やらせてはダメで、新しい血が入る、新しい風が入ることが大切です。消費者庁はそういう意味で残念ながら100点満点ではありませんが、消費者庁が出来たという事は素晴らしいことでした。その時に100人以上の弁護士が入ってもよかったですと思いますが、弁護士は少なく、10人以下でした。文化を十分には創れなかった。他の官僚と同じような前例主義、横並び主義、縦割り重視と言ったところから抜け出せない。本当は、消費者庁は縦割りを打破し横串を刺して、そしてさらに司令塔になっていなければならない。リーダーシップを発揮して行かなければならない。これからどンドンと立て直して行く必要があると思います。

## 参議院議員当選、そして消費者担当大臣に就任

私は福島県知事選に出ました。私は故郷福島のためになると思い挑戦をしました。その時自民党の中川幹事長が私に約束をしてくれたのです。貸金業法を大切にしていることは判っている。絶対に自民党内で貸金業法をまとめてそして成立させる。その約束をして、福島県知事選に出ました。初日に中川幹事長が福島に応援に来て、応援

演説を聞いている人にはわからなかったかもしれませんが、「自民党は貸金業法を改正します」と言われたのです。結果は残念ながら知事選に落ちて、金融庁を辞めなければならないので辞めましたけど、金融庁職員ではなく、弁護士でもなく一人の国民として国会に傍聴に行きました。そうしたら、目の前で全会一致で貸金業法が成立したのです。私はその時にある意味で政治のすばらしさを見たのです。政治が本当に正義感を発揮した時に貸金業法も改正することが出来る。そこで私は、消費者庁の設立を是非この国会で実現させてやろうと思いました。

そして、参議院議員選挙に出ると言う決意をしました。福島県の知事選の後に私の代わりに知事に当選なさった方が参議院議員を辞めて知事になられたので、私は参議院議員に挑戦をし、選挙の公約に「消費者庁を設立します」と言い、公約パンフレットに印刷をしました。応援してくださる自民党の人達に「これは意味が分からない」と言われ、もう少し優しくして「食品の安全」、「生活の安心」としたらと言われたのです。でも、私は「それは誰でも言うでしょ」、そうじゃなくて、そのためには具体的に、「消費者庁の設置こそが必要なのだ」と説得しました。自民党の人もわかったと言ってくれて、後にも先にも私一人だけです。候補者で「消費者庁の設置」なんて書いたのは。

結果、当選し、「よし、安倍総理大臣のところ、これをお願いに行くぞ」と思ったら総理がご体調を崩されて、辞めてしまわれました。「あら、どうしましょう」と思っていたら、次の総理は福田康夫先生でした。それで私は「よし！次の総理にお願いを！」と福田総理に会いに行ったのです。1年生議員なんかになかなか総理大臣は会ってくれないものですが、会ってくれて、私は開口一番「福田総理、消費者庁を創ってください」と言いました。そうしたら、総理が何と一言「わかった」と言ったのです。私は驚き、「本当にわかっている

の。本当に創ってくれるの」と思いました。でも、よく考えてみたら、福田総理のお父さんも総理大臣経験者です。福田赳夫元総理です。経済企画庁長官もなさっていた。つまり消費者庁の前身ですね。ですからその時にお父さまの秘書官をされていた福田先生が、その時に消費者団体からいつもいつも陳情を聞いていたのです。それですごく問題意識を持っていてご自分も消費者庁を創らなければと思っていたのですね。だから二つ返事で、福田康夫総理が何と施政方針の3大目玉の1つにしてくれたのです。すごく恐ろしい位の偶然でしたが、福田政権はその後支持率が下がってしまい、国民の支持率が低い中でも、消費者庁を創ると言うことは、握って離さなかった。「絶対これは私はやります」と言い続けておられました。本当に素晴らしい方です。

そして、福田総理は退陣し、その時に麻生先生に後を譲ると言い、お辞めになられました。麻生総理には、「消費者庁はなんとか設立して欲しい」と言ったそうです。私は後に麻生総理と二回一緒に大臣をやらせて頂きました。その時にそのお話をよく聞きました。「俺はなあ、意味が全くわからなかったぞ。なんのこっちゃ、消費者庁とは思ったぞ」と。しかし、福田さんがこれだけは頼むと言った約束なので、麻生総理もそれをやり遂げました。やり遂げた1ヶ月後に野党になったのですが…。消費者庁設置のとき、その看板を初代大臣の野田聖子大臣が立てました。そしてその後自民党は野党になって、また与党になって、野田聖子さんが立ててくれた看板を今度は私が立てました。

## 消費者庁の10年

2009年に消費者庁が設置されて、消費者教育推進法、食品表示法、消費者裁判手続特例法の制定、個人情報保護法改正、消費者安全調査委員会の設置等をやりました。消費者庁が出来て、

その後、すぐ自民党が野党になり、3年半野党時代があって、その後、与党に戻って来ることが出来ました。国民の皆さまのお陰です。その時に与党に戻って初めての消費者担当大臣が私だったのです。普通の省庁では官僚は所掌のことは全部知っていて、大臣は素人で官僚に差をつけられてしまうのですが、消費者庁では担当大臣が誰よりも一番知っているという事で、消費者庁の中では私は自由にできました。

私が消費者担当大臣になったのは、平成24年から26年までで、これらの新しい法律を創って参りました。集団訴訟については経団連が反対をしまして、安倍総理も「経団連が反対しているのだから無理しなくてもいいんじゃないか、森さん」っておっしゃったんですが、私は「総理、本当にこれは大事なことでアベノミクスをやるのであれば、やはり市場の環境が整っていないと出来ません」と申し上げました。悪質商法がはびこっては折角のアベノミクスがダメになる。正しい事をする企業が正々堂々と世に出て競争をすることができ、悪質商法だけを取締る仕組みは、規制緩和と言う言葉はありますけれど、規制ではない、ルールですと説明しました。どんなスポーツにもルールがあります。ですから、一生懸命、安倍総理にお話をしまして、麻生さんにも相談しました。経団連にも通って当時の副会長にOKを頂きました。

法律で消費者センターの位置づけを明確化しましたし、新しい政策としましては、食品ロスの削減、エシカル削減なども書き込みました。省庁再編で徳島に消費者行政新未来創造オフィスができ、本格的に始動し始めました。第4期の消費者基本計画が進行中ですが、これは令和2年3月31日に閣議決定を致しました。消費者庁創立10周年を迎えてどうなっていくのかと言うことですが、今ではサステイナブルとかSDGsが語られることが多いですが、そうしたものを消費者庁

は今後、積極的に推進していく必要があります。

それから最後に、これからはどういったところにターゲットを当てて取り組んでいったら良いのだろうかという問題があります。今までは主に悪質事業者対策、私が弁護士時代にいつも裁判で戦ってきた相手、そういう悪質な事業者をターゲットとして、出てきてはやっつけて来ましたが、これからは協働して経済社会を変革し、正しいルールで美しい、清いビジョンを創って行く。消費者、事業者が対立しないように、より柔軟に関係省庁、事業者・業界団体等が連携して行く必要があると思います。

私は弁護士をしいて、それから国会議員になりました。そして、大臣にもなりました。最初は司法の場において、次に立法、次に行政に来て三権全部を渡り歩いて来たんです。全部見てきたのです。そこで感じたのは、消費者庁は政治的な立ち居振る舞いが苦手なところなんです。そこをうまくやらないと正しい事も実現しません。反発がある場合は常に意見交換をして、成長していくことが大事なのです。

## デジタル化の促進

また、これからは否応なくデジタル社会になってきます。コロナ渦で問題が明らかになりました。日本のシステムが全くデジタル化していなかったです。全国民に10万円の給付金を配ったとき、オンラインで申請した人より郵送した人の方が給付が早かったということがありました。本当に笑い話です。

デジタル庁を創るのですが、私が常に口酸っぱく言っていることは、デジタル庁がデジタルオタクのためであってはならないということです。デジタル化は何の為にするのか。デジタル化というのは一番弱い人の為にやるのです。消費者、女

性・シングルマザー、高齢者、地方・離島に住んでいる人・・・そういう方々が、国の政策の恩恵をあまり受けられていない。守られていない。こうした人達のところにこそ、デジタルの恩恵が届いて、あまねく平等に国が政策を日本国中隅々、子どもを育てながら頑張っている世帯などに届くようにする。そのためのデジタル庁です。デジタル庁を創るに際しては、消費者庁を創った時の反省も込めて、理念、最初の志が大事なので、デジタル庁をどんなものにするのかを間違えないようにして、官ではなくて、その役割にふさわしい人を入れる。グランドデザインを創る意思決定権者から弱い立場の人を入れ、女性にも活躍していただいて、時代の要請にあったデジタル庁にすることが大事です。

## 災害が当たり前の時代を迎えて

災害の多い時代、コロナのような感染症も来ます。東日本大震災、そして原発事故、百年や千年に一度と言う災害や疫病が5年に1度位来ています。ですから、災害時も平時というくらいの考え方で気を引き締めて頑張っていかなければならない。緊急時ではなくて緊急を要する平時と言う考えで官庁がどうやって動けるかと言うことが重要と思っています。そして、そのためにも人材の育成が最重要です。

講演内容を本稿用に整理しています。

文責：法律体系研究部会長 細川幸一



## 新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 6 号 2021 年 7 月 16 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4  
アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28  
電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2021 一般社団法人 PL 研究学会

転記転載に際しては事務局にご連絡し正規の手続きをお願いします。